

【資料 1】

「第50回全国育樹祭」基本計画作成等業務委託 企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する「第50回全国育樹祭」基本計画作成等業務委託（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定する企画提案競技に関して必要な事項を定めるものです。

1 業務内容

- (1) 業 務 名 「第50回全国育樹祭」基本計画作成等業務委託
- (2) 業務の内容等 別添【資料 2】業務委託仕様書のとおり
- (3) 履 行 期 間 別添【資料 2】業務委託仕様書のとおり
- (4) 委託額の上限 4, 9 5 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税含む。）

2 事務局

秋田県農林水産部森林環境保全課全国育樹祭推進室全国育樹祭推進チーム
(秋田県庁舎 4 階)
住 所 : 〒0 1 0 - 8 5 7 0 秋田県秋田市山王四丁目 1 - 1
電 話 : 0 1 8 - 8 6 0 - 1 9 5 5
メールアドレス : ikujusai@pref.akita.lg.jp
担当者 : 全国育樹祭推進チーム 渡部

3 実施スケジュール

- | | |
|---------------------|-------------------------------|
| (1) 実施要領等の公開 | 令和 7 年 5 月 7 日 (水) |
| (2) 実施要領等に関する質問の受付 | 令和 7 年 5 月 1 2 日 (月) 午後 5 時まで |
| (3) 上記質問に対する回答 (最終) | 令和 7 年 5 月 1 4 日 (水) |
| (4) 参加資格確認申請書等の受付 | 令和 7 年 5 月 2 0 日 (火) 午後 5 時まで |
| (5) 参加資格の確認結果通知 | 令和 7 年 5 月 2 3 日 (金) |
| (6) 参加が認められない理由の請求 | 令和 7 年 5 月 3 0 日 (金) 午後 5 時まで |
| (7) 企画提案書等の受付 | 令和 7 年 6 月 1 9 日 (木) 正午まで |
| (8) 企画提案競技審査 | 令和 7 年 6 月下旬予定 |
| (9) 結果通知 | 令和 7 年 6 月下旬予定 |
| (10) 契約締結 | 令和 7 年 6 月下旬予定 |

4 参加資格に関する事項

本業務に関する企画提案競技に参加できる者は、下記に掲げる参加資格要件の全てを満たす者としてします。

- (1) 次のア又はイに該当する者
 - ア 秋田県内に本社、支社、営業所又は事務局を有する者
 - イ 「5 共同企業体の取扱い」により、アに該当する者と共同企業体を組む者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する

【資料 1】

再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)に該当しない者

- (4) 企画提案競技参加資格確認申請書の提出日において、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者
- (5) 秋田県暴力団排除条例(平成23年秋田県条例第29号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しない者
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でない者
- (7) 秋田県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者または同等の資質を有する者
- (8) 過去に日本国内で開催された、皇室御臨席の全国規模の大会(全国育樹祭、全国植樹祭、豊かな海づくり大会、国民体育大会等)で元請け(元請けとなった共同企業体の構成員を含む。)として企画又は運営を実施した実績を有する者

5 共同企業体の取扱い

企画提案競技への参加に当たり、共同企業体を組む場合は、次のとおりとします。

- (1) 共同企業体には、参加資格要件の(1)のアに該当し、かつ、(7)に該当する者を1者以上含むこと。
- (2) 共同企業体には、参加資格要件の(8)に該当する者を1者以上含むこと。
- (3) 全ての構成員が参加資格要件の(2)から(6)の全てを満たすこと。
- (4) 共同企業体を組んで企画提案競技に参加しようとする者は、単独、重複又は他の共同企業体の構成員として、企画提案競技に参加することはできないものとします。
- (5) 共同企業体の構成員数は、原則として2者とすること。
- (6) 共同企業体を代表する事業者は、構成員のうちで最大の出資割合であること。
- (7) 各構成員は対等の立場で、一体となって本業務を履行すること。
- (8) 共同企業体の名称(任意)、事務所所在地及び県が委託料を支払う際の振込口座等を定め、【様式6】共同企業体協定書に記載すること。
- (9) 「6 企画提案競技の手続きに関する事項」の(4)のアについてはそれぞれ次のとおりの方が提出してください。
 - ア 【様式2】企画提案競技参加資格確認申請書 : 共同企業体の代表者
 - イ 【様式3】会社概要整理票 : 構成員の全員分
 - ウ 過去の業務実績を証する書類 : 構成員の全員分
- (10) 「6 企画提案競技の手続きに関する事項」の(4)のアの提出書類のほか、次の書類を提出してください。
 - ア 【様式5】共同企業体結成届
 - イ 【様式6】共同企業体協定書
- (11) 「6 企画提案競技の手続きに関する事項」の(6)のアの(ウ)「賃金水準の向上」に関する書類及び(エ)「女性の活躍推進」に関する書類については、加点を希望する場合は該当する構成員全てについて提出してください。

【資料 1】

6 企画提案競技の手続きに関する事項

(1) 必要書類の掲載

応募に必要な書類は、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の「県政情報」—「電子手続き・入札・補助金等」—「電子入札・入札・コンペ」の「コンペ情報」に掲載します。

(2) 掲載書類

- ①【資料 1】企画提案競技実施要領（本書）
- ②【資料 2】業務委託仕様書
- ③【資料 3】企画提案競技審査要領
- ④【様式 1】実施要領等に関する質問票
- ⑤【様式 2】企画提案競技参加資格確認申請書
- ⑥【様式 3】会社概要整理票
- ⑦【様式 4】企画提案競技参加辞退届
- ⑧【様式 5】共同企業体結成届
- ⑨【様式 6】共同企業体協定書

(3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問がある場合は、次のとおり書類を提出してください。

ア 提出書類

【様式 1】実施要領等に関する質問票

イ 提出期限

「3 実施スケジュール」のとおり

ウ 提出方法

「2 事務局」に記載の事務局あてに電子メールで提出してください。
(郵送、持参は不可)

エ 回答方法

「3 実施スケジュール」の期限までに、質問及び回答内容を秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の「県政情報」—「電子手続き・入札・補助金等」—「電子入札・入札・コンペ」の「コンペ情報」に掲載します。

オ 留意事項

質問の内容は、実施要領及び仕様書に関することに限ります。

(4) 企画提案競技参加資格確認申請書の提出

企画提案競技に参加しようとする者は、次のとおり書類を提出してください。

ア 提出書類

(ア) 【様式 2】企画提案競技参加資格確認申請書

(イ) 【様式 3】会社概要整理票（様式中の同項目が全て記載された会社パンフレット等既存の資料に代えることができます）

(ウ) 過去の業務実績を証する書類（契約書の写し等）

【資料 1】

イ 提出期限

「3 実施スケジュール」のとおり

ウ 提出方法

「2 事務局」に記載の事務局あてに電子メールで提出してください。

(郵送、持参は不可)

※提出したメールへの返信にて受領確認を行いますので、返信がない場合は事務局あてにお問い合わせください。

エ 留意事項

(ア) 提出時にメールの件名を「「第50回全国育樹祭」基本計画作成等業務参加申込書」としてください。

(イ) 期限までに提出しない者、企画提案競技参加資格が認められなかった者及び参加資格の確認後に参加資格の要件に該当しなくなった者は、企画提案競技に参加することができません。

(ウ) 都合により辞退する場合には、【様式 4】参加辞退届を提出してください。

(エ) 共同企業体を組む場合は、「5 共同企業体の取扱い」の(8)から(11)のとおり提出してください。

(5) 参加が認められない理由の請求

ア 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、県に対し、書面(様式任意)によりその理由の説明を求めることができます。

(ア) 提出期限

「3 実施スケジュール」のとおりです。

(イ) 提出方法

「2 事務局」に記載の事務局あてに電子メールで提出してください。

(郵送、持参は不可)

提出時にメールの件名を「「第50回全国育樹祭」基本計画作成等業務理由の請求」としてください。

イ 書面を受理したときから10日以内に説明を求めた者に対して、電子メールにより書面でその理由を説明します。

(6) 企画提案書の作成及び提出

企画提案競技への参加者は、次のとおり企画提案書を提出してください。

ア 提出書類

(ア) 企画提案書

企画提案書は、原則としてA4判、横書きで、枚数は10ページ以内(表紙、裏表紙除く)とします。

(イ) 見積書

様式は任意とします。企画提案書の内容を実施するための費用(総額は実施要領に定める委託額の上限を超えない範囲で内訳も示してください。)を明らかにした見積書(秋田県知事宛て)に所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び連絡先を記入の上、提出してください。総額は消費

【資料 1】

税等を含む額を記載してください。

(ウ) 「賃金水準の向上」に関する書類

【資料 3】企画提案競技審査要領のうち、「賃金水準の向上」に関する加点措置を希望する場合は、以下の書類を提出してください。

- ① 令和 6 年度及び令和 5 年度の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の写し又は「税理士等の第三者による賃上げ実績確認書類」
- ② 事業者が給与等受給者一人あたりの平均給与額の対前年増加率について事前に割合を計算した資料（任意様式）
- ③ 「パートナーシップ構築宣言」の写し

(エ) 「女性の活躍推進」に関する書類

【資料 3】企画提案競技審査要領のうち、「女性の活躍推進」に関する加点措置を希望する場合は、以下の書類を提出してください。

- ① （従業員数100人以下の企業に限る）労働局の受付印が押印された女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出の写し
- ② 知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定証の写し
- ③ 法令に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール）に関する認定通知書の写し
- ④ 秋田県知事表彰（女性活躍・両立支援企業表彰、女性の活躍推進企業表彰、子ども・子育て支援知事表彰、男女共同参画社会づくり表彰）の受賞に関する表彰状の写し（写真可）

イ 企画提案書の内容

(ア) 企画提案書は、【資料 2】業務委託仕様書及び『第50回全国育樹祭基本方針案』を熟読して作成してください。

なお、『第50回全国育樹祭基本方針案』は、本業務の基本計画書作成の基となる方針書であり、企画提案競技参加資格が認められた者に対し、参加資格の確認結果通知と併せて【様式 2】申請書に記載の担当者メールアドレスあて電子メールにより通知します。

(イ) 企画提案書には、【資料 2】業務委託仕様書の業務内容に関するもののほか、『第50回全国育樹祭基本方針案』及び【資料 3】企画提案競技審査要領を参考の上、次の事項についても記載してください。

- ① 表紙：会社名、担当者名、連絡先
- ② 企画提案における全体の考え方
- ③ 秋田県の魅力 P R
- ④ 事業実施体制、業務実施スケジュール
- ⑤ 会場イメージ図及び会場レイアウト図のデザイン例
- ⑥ 『秋田県』という文字列を使用したロゴタイプ该案（1 つ）

ウ 提出期限

「3 実施スケジュール」のとおりです。

エ 提出方法

「2 事務局」に記載の事務局あてに電子メールで提出してください。
（郵送、持参は不可）

【資料1】

オ 留意事項

- (ア) 提出時にメールの件名を「「第50回全国育樹祭」基本計画作成等業務企画提案書」としてください。
- (イ) 提出期限を過ぎた場合は、書類を受理しません。
- (ウ) 提出期限までに提出しない参加資格者は、辞退したものとみなします。
- (エ) 提出できる企画提案書は1案までとします。
- (オ) 一度提出した企画提案書は、これを書換え、引換えや追加、又は撤回することはできません。

カ 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は無効とします。

- (ア) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、同法第93条（心裡留保）、同法第94条（虚偽表示）又は同法第95条（錯誤）に該当する提案
- (イ) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- (ウ) その他、企画提案競技に関する条件に違反した提案

7 企画提案競技の審査と委託候補者の選定方法に関する事項

(1) 委託候補者の選定方法

委託候補者の選定は、【資料3】企画提案競技審査要領に基づき行います。

(2) 審査会の開催

審査は、提出された企画提案書によるプレゼンテーションにより行います。

次のとおり予定していますが、詳細については参加者に後日連絡します。

実施日：令和7年6月下旬（予定）

会場：秋田県庁内会議室

参加人数：プレゼンテーションに参加できる人数は、3名以内とします。

説明時間：プレゼンテーションの時間は1者あたり10分＋質疑応答5分とします。

その他：プレゼンテーションの実施においては、事務局でパソコン、プロジェクター及びスクリーンを用意します。
スライドや動画等を使用することも可能とします。

(3) 選定

企画提案書及びプレゼンテーションを総合的に評価し、第1位順位者を受託候補者として選定します。企画提案者が1者の場合は、【資料3】企画提案競技審査要領で定める基準点に達していれば委託候補者として選定します。

(4) 結果通知

審査の結果は、全ての参加者に【様式2】申請書に記載の担当者メールアドレスあて電子メールにより通知するとともに、委託候補者を秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の「県政情報」―「電子手続き・入札・補助金等」―「電子入札・入札・コンペ」の「コンペ情報」に掲載します。

(5) 第1順位者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行います。

【資料 1】

8 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金

受託者は、秋田県財務規則（昭和 39 年秋田県財務規則第 4 号）第 177 条第 1 項により、契約額の 100 分の 10 以上の額を契約保証金として秋田県に納付する必要があります。ただし、同規則第 178 条第 3 号により、契約の相手方が過去 2 年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除します。

(3) 契約に係る仕様等

委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と提案内容に沿って契約についての協議・調整を行った上で、県と契約候補者の双方が合意に至った場合に締結します。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の追加、変更又は削除をする場合があります。また、締結する契約書に添付する仕様書についても、県と契約候補者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容が追加又は変更される場合があります。

(4) 選定の取消し等

契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査委員会において次点となった者と契約内容 についての協議等を行った上で、契約を締結するものとします。

9 公正な企画提案競技の確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

(2) 参加者は、企画提案にあたっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければなりません。

(3) 参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはなりません。

(4) 参加者が連合し、または不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、または企画提案競技の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

10 その他

(1) 企画提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 参加者が県に提出した書類（以下、「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属します。

(3) 提案書等、参加者が提出した提出書類は返却しません。

(4) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の

【資料1】

権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとします。

(5) 企画提案等作成に関する一切の経費は、参加者の負担とします。